

医療安全対策加算



日本ヘルスケアプランニング株式会社

医療安全対策加算【医療安全対策地域連携加算】

■医療安全対策加算(入院初日)

(新) 医療安全対策地域連携加算 医療安全対策地域連携加算1 50点
 医療安全対策地域連携加算2 20点

【施設基準】

●医療安全対策地域連携加算1

#	項目
1	特定機能病院以外の保険医療機関
2	医療安全対策加算1の届出
3	・医療安全対策に3年以上の経験を有する専任医師 又は ・医療安全対策に係る適切な研修を修了した専任医師 を医療安全管理部門に配置
4	他の医療安全対策加算1に係る届出を行っている保険医療機関及び医療安全対策加算2に係る届出を行っている保険医療機関と連携し、それぞれ少なくとも年1回程度、当該加算に関して連携しているいずれかの保険医療機関に赴いて医療安全対策に関する評価を行い、当該保険医療機関にその内容を報告する。また、少なくとも年1回程度、当該加算に関して連携しているいずれかの保険医療機関より評価を受けている。 なお、感染防止対策地域連携加算を算定している保険医療機関については、当該加算に係る評価と医療安全対策地域連携加算に係る評価とを併せて実施可○



日本ヘルスケアプランニング株式会社

医療安全対策加算【医療安全対策地域連携加算】

■医療安全対策加算(入院初日)

- (新) 医療安全対策地域連携加算 医療安全対策地域連携加算1 50点
 医療安全対策地域連携加算2 20点

【施設基準】

●医療安全対策地域連携加算2

#	項目
1	特定機能病院以外の保険医療機関
2	医療安全対策加算2の届出
3	医療安全対策加算1に係る届出を行っている保険医療機関と連携し、少なくとも年1回程度、当該加算に関して連携しているいずれかの保険医療機関より医療安全対策に関する評価を受けていること。 なお、感染防止対策地域連携加算を算定している保険医療機関については、当該加算に係る評価と医療安全対策地域連携加算に係る評価とを併せて実施可○



日本ヘルスケアプランニング株式会社

感染防止対策加算



日本ヘルスケアプランニング株式会社

感染防止対策加算【抗菌薬適正使用支援加算】

■感染防止対策加算(入院初日)

(新) 抗菌薬適正使用支援加算 100点

【算定要件】

- ・院内に抗菌薬適正使用支援のチームを設置
 - ・感染症治療の早期モニタリングとフィードバック
 - ・微生物検査・臨床検査の利用の適正化
 - ・抗菌薬適正使用に係る評価
 - ・抗菌薬適正使用の教育・啓発
- 等を行うことによる抗菌薬の適正な使用の推進。



日本ヘルスケアプランニング株式会社

感染防止対策加算【抗菌薬適正使用支援加算】

■感染防止対策加算(入院初日)

(新) 抗菌薬適正使用支援加算 100点

【施設基準】

#	項目
1	感染防止対策地域連携加算を算定
2	以下の構成員からなる抗菌薬適正使用支援チームを組織し、抗菌薬の適正使用の支援に係る業務を行うこと。
①	感染症の診療について3年以上の経験を有する専任常勤医師 (歯科医療を担当する保険医療機関は、当該経験を有する専任常勤歯科医師)
②	5年以上感染管理に従事経験を有し、感染管理に係る適切な研修を修了した専任看護師
③	3年以上の病院勤務経験を持つ感染症診療にかかわる専任薬剤師
④	3年以上の病院勤務経験を持つ微生物検査にかかわる専任臨床検査技師
	①の医師、②の看護師、③の薬剤師又は④の臨床検査技師のうち1名専従。 なお、抗菌薬適正使用支援チームの専従職員は、感染制御チームの専従者と異なることが望ましい。

➡ 次ページへ
続く



日本ヘルスケアプランニング株式会社

感染防止対策加算【抗菌薬適正使用支援加算】

■感染防止対策加算(入院初日)

(新) 抗菌薬適正使用支援加算 100点

【施設基準】

#	項目
3	抗菌薬適正使用支援チームは以下の業務を行うこと。 ① 広域抗菌薬等の特定の抗菌薬を使用する患者、菌血症等の特定の感染症兆候のある患者、免疫不全状態等の特定の患者集団など感染症早期からのモニタリングを実施する患者を施設の状態に応じて設定する。 ② 感染症治療の早期モニタリングにおいて、①で設定した対象患者を把握後、適切な微生物検査・血液検査・画像検査等の実施状況、初期選択抗菌薬の選択・用法・用量の適切性、必要に応じた治療薬物モニタリングの実施、微生物検査等の治療方針への活用状況などを経時的に評価し、必要に応じて主治医にフィードバックを行う。 ③ 適切な検体採取と培養検査の提出(血液培養の複数セット採取など)や、施設内のアンチバイオグラムの作成など、微生物検査・臨床検査が適正に利用可能な体制を整備する。 ④ 抗菌薬使用状況や血液培養複数セット提出率などのプロセス指標及び耐性菌発生率や抗菌薬使用量などのアウトカム指標を定期的に評価する。 ⑤ 抗菌薬の適正な使用を目的とした職員の研修を少なくとも年2回程度実施する。また院内の抗菌薬使用に関するマニュアルを作成する。 ⑥ 当該保険医療機関内で使用可能な抗菌薬の種類、用量等について定期的に見直し、必要性の低い抗菌薬について医療機関内での使用中止を提案する。
4	抗菌薬適正使用支援チームが、抗菌薬適正使用支援加算を算定していない医療機関から、必要時に抗菌薬適正使用の推進に関する相談等を受けている。

